平成２６年度
第２回
佐賀市少年センター運営協議会

日　時：平成２７年２月４日（水）
　　１０：００～１２：００
場　所：佐賀市青少年センター

会　議　次　第

1　開会

2　佐賀市少年センター所長あいさつ

3　議題

（1）事業報告

①　平成２６年度（４月～１２月）街頭巡回指導状況について

② 平成２６年度（４月～１２月）子ども電話・メール相談の状況について

（2）協議事項

①平成２７度佐賀市少年センター事業計画(案)について

②平成２７度校区地区指導等年間業務計画(案)について

③その他

4　閉会

佐賀市少年センター運営協議会委員

○印は交代委員　　(任期:平成28年7月31日まで)

	関係団体・団体名	氏　名	役　職　等
1	佐賀警察署	江口眞一朗	佐賀警察署生活安全課長
2	佐賀市青少年健全育成連合会	○宮﨑和彦	佐賀市青少年健全育成連合会 会長
3	佐賀市民生委員児童委員協議会	石井智俊	佐賀市民生委員児童委員協議会 会長
4	佐城地区高等学校生徒指導連絡協議会	平山又一	佐城地区高等学校生徒指導連絡 協議会会長
5	佐賀市小・中学校生徒指導協議会	中野義文	佐賀市小・中学校生徒指導協議会 会長
6	佐賀市ＰＴＡ協議会	○池田龍二	佐賀市ＰＴＡ協議会会長
7	佐賀市子ども会連絡協議会	豆田繁治	佐賀市子ども会連絡協議会会長
8	佐賀市公民館長会	田中夏美	佐賀市立西川副公民館館長
9	佐賀市地域婦人連絡協議会	坂田艶子	佐賀市地域婦人連絡協議会会長
10	佐賀市少年育成委員	宮﨑一夫	佐賀市少年育成委員長
11	佐賀新聞社編集局報道部	桑原　昇	佐賀新聞社編集局報道部デスク

平成26年度　街頭巡回指導　前年度との比較（4月～12月）　　佐賀市少年センター

		児童・生徒									大学・専修等			有職者			無職者			合計		
		小学生			中学生			高校生														
		今年	前年	増減	今年	前年	増減	今年	前年	増減	今年	前年	増減	今年	前年	増減	今年	前年	増減	今年	前年	増減
1	家出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	怠学	0	0	0	2	4	-2	3	9	-6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	13	-8
3	薬物乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	不健全交遊	0	0	0	0	0	0	4	2	2	0	0	0	5	0	5	0	0	0	9	2	7
5	飲酒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	喫煙	0	0	0	0	1	-1	3	0	3	3	0	3	0	2	-2	0	0	0	6	3	3
7	不健全娯楽	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
8	夜遊び	0	0	0	0	0	0	4	2	2	0	0	0	0	6	-6	0	0	0	4	8	-4
9	二人乗り	5	2	3	82	30	52	103	70	33	52	30	22	0	8	-8	6	0	6	248	140	108
10	信号無視	11	6	5	4	12	-8	11	26	-15	5	5	0	4	4	0	4	2	2	39	55	-16
11	無灯火	9	7	2	18	26	-8	98	262	-164	49	34	15	72	91	-19	7	13	-6	253	433	-180
12	いじめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	道草等	10	4	6	8	4	4	41	36	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	60	44	16
14	危険行為	22	36	-14	42	90	-48	63	109	-46	53	8	45	4	11	-7	1	1	0	185	255	-70
15	その他	20	26	-6	12	5	7	11	16	-5	5	0	5	1	2	-1	0	0	0	49	49	0
合計		77	81	-4	168	172	-4	344	532	-188	168	77	91	86	124	-38	18	16	2	861	1002	-141

愛の声かけ	681	305	376	223	65	158	1344	1144	200	19	7	12	90	156	-66	23	41	-18	2380	1718	662

平成２６年度（４月～１２月）街頭巡回指導状況

１　平成２６年度（４月～１２月）指導実績

４月～１２月までの９ヶ月間の指導総数は、８６１人（前年度１，００２人）で前年度と比べて１４１人の減となっている。

２　男女別

男女別に見ると男子は５７６人（前年度６８４人）で１０８人の減で、女子は２８５人（前年度３１８人）で３３人の減である。全体に占める割合は男子が６７％で、女子が３３％となっている。女子の割合が増えつつある。

３　無灯火

全体的に減少している中で、減少率が一番高いのは無灯火である。

指導総数が２５３人（前年度４３３人）で１８０人の減であり４２％の減少となっている。

その内訳は高校生が１番多く９８人（前年度２６２人）で、１６４人（６３％）の大幅減となっている。これは、平成２３年度から取り組まれている佐城地区高等学校生徒指導協議会による、オートライトの推奨運動が順調に効果をあげていると考えられる。今年度の高校生のオートライト化率は９５％を超えているものと思われる。

今後もこの運動を継続していただき、高校生全員のオートライト化が実現し、高校生の無灯火ゼロが大人にまで浸透していくことを期待したい。中学生はほぼオートライト化が定着している。

４　自転車の交通マナー

全体の総数が昨年と比べて１４．１％減っている中で、まだまだ件数として多いのが自転車の二人乗り（２４８人）や無灯火（２５３人）である。

近年、新聞･テレビ等で自転車が加害者になる事故の増加が報道され問題となっている。しかし、自転車の利用者はまだまだ 自転車が車両だという認識が薄く、安全運転に欠ける所がある。道路交通法の一部が改正されて一年、自転車利用者対策も講じられるようになった。全国的に警察も指導強化に取り組んでいる。

５　危険な行為

増加傾向にあった危険な行為は、１８５人(前年度２５５人)で７０人の減である。

今年の夏は雨が多く、異常気象のため遊泳禁止区域での遊泳が例年に比べ少なく減少につながった。しかし、自転車に乗りながらの携帯電話や併進、傘差し運転等はまだまだ多い。命にかかわることであり、継続的な指導の徹底が必要である。

６　愛の声かけ

愛の声かけは２，３８０人(前年度１，７１８人)となっており、前年度と比較して６６２人の大幅増となっている。これは各校区の少年育成委員が、積極的に小学生、中学生・高校生への声かけを増やしていったことによる成果である。

これからも、なお一層、学校や家庭・地域でも気をつけて子どもたちを見守っていくことが大切である。

平成２６年度（４月～１２月）子ども電話(面接)・メール相談

（佐賀市少年センター）

１　子ども電話（面接）相談の状況

（１）相談の件数　　（　）内は件数

26 件	4 月(3:内面接 1)　5 月(1)　6 月(4)　7 月(3)　8 月(1)　9 月(3)　10 月(5) 11 月(2) 12 月(4：内面接 2)

（２）相談者　　（　）内は件数

1	家庭から	12 件	母親(10)、同居の祖父母等(1)、成人(1)
2	本人から	10 件	小学生()、中学生(6)、高校生(2)、有職・無職少年等()、成人(1)　その他（不明:1)
3	学校から	0 件	
4	家庭の人以外から	4 件	別居の祖父母等(3)　　その他(1)

（３）相談対象者　　（　）内は件数

1	家族から	12 件	幼児　(1)、小学生(4)、中学生(1)、高校生(3)、有職・無職少年等()　成人(2)　その他(1)
2	本人から	10 件	小学生()、中学生(6)、高校生(2)、有職・無職少年等()、成人(1)　その他(1)
3	家庭の人以外から (別居の祖父母等)	4 件	小学生(1)、中学生(2)、高校生(1)、有職・無職少年等()

（４）相談内容　　（　）内は件数

1	学校生活	7 件	いじめ(1)、不登校(5)、　学業(1)、進路()
2	対人関係	3 件	異性関係()、友人関係(3)、教師関係　()
3	心とからだ	5 件	性(4)、からだ()、こころ(1)
4	問題行動	0 件	生活の乱れ()、非行()
5	家庭生活	7 件	しつけ(5)、親子関係(2)
6	市民相談	2 件	人生相談()、仕事()、その他(2)
7	その他	2 件	その他(2)

２　子どもメール相談の状況　　（　）内は件数

1	相談の件数	27 件	4 月(2)　5 月(4)　6 月(1)　7 月(8)　8 月(3)　9 月(0)10 月(4) 11 月(4)　12 月(1)
2	相 談 内 容	27 件	友人関係(13)不登校(2)しつけ　(3：家庭学習の習慣)学業(1) 親子関係(5)　性(1)　市民相談(2:有害サイト、人生相談)

平成２６年度（４月～１２月）子ども電話・メール相談の状況

（佐賀市少年センター）

１　子ども電話相談の状況

（１）相談件数

電話による相談が 26 件(昨年度 42 件)で、昨年度と比べて 16 件の減となっている。
その中で、面接相談が 3 件あった。

（２）相談者

家庭からの相談が 12 件(昨年度 39 件)であった。 なお、家庭の誰からかといえば、母親からが多く 10 件、同居の祖母から 1 件あり、成人から1件あった。
本人からの相談が 10 件(昨年は 3 件)であった。その中でも特に、中学生から 6 件、高校生から 2 件あり、 昨年同期の3件からすると7件多くなった。
別居の祖父母から孫のことで 3 件あった。

（３）相談対象者

家族からの場合は、小学生について4件(昨年度 25 件)と、中学生について1件(昨年度8件)、高校生については 3 件(昨年度1件)となっている。また、幼児 1 件と成人、その他に 3 件あった。

（４）相談内容

最も多かったのは学校生活(昨年度 9 件)と家庭生活(昨年度 3 件)の 7 件であった。その中でも特に、学校生活では、不登校・不登校傾向が 5 件と多く、家庭生活では、しつけが 5 件であった。
12 月までの状況では、特に、友人関係のトラブルや進路選択並びに学業不振による不登校傾向、または、家庭生活での親子関係・子どものしつけの相談が目立った。相談内容によっては、関係機関と密接な連絡・連携が要求され、慎重に対応していく必要があることを確認した。

２　子どもメール相談の状況　（メール相談は、平成 22 年 9 月 14 日開設）

（１）相談件数

メール相談は、27 件(昨年度 18 件)であった。
相談者の内訳は、中学生(9 人で 19 件)、高校生(1 人で 1 件)、母親(2 人で 5 件)、不明 2 件であった。

（２）相談内容

相談内容は、友人関係が 13 件(昨年度8件)、親子関係が 5 件(昨年度2件)、しつけの 3 件、不登校 2 件、市民相談 2 件と学業と性に関することが各 1 件ずつあった。友人関係では友だちとのトラブルからの対処法の相談が多かった。親子関係は、家族の係わり方や親に対する気遣いなどの悩み相談であった。しつけでは、家庭学習の習慣化についての相談であった。

３　子ども面接相談の状況

面接相談は3件(昨年度3件)であった。
相談内容は、一つは、少年スポーツクラブ内でのいじめ相談。二つ目は、高校生の進路変更に伴う、生活と今後の進路選択への不安の相談であった。しかし、その後に、相談者の子どもと接見することができ、一層相談内容を理解し、深められた点は一歩前進であった。

４　継続相談の状況

(1)電話の継続相談　6 件　(前年度は 0 件)
(2)メールの継続相談　5 件　(前年度は 4 件)
(3)面接の継続相談　1 件　(前年度は 0 件)

平成２７年度佐賀市少年センター事業計画（案）

１　運営方針

グローバリズムや情報化の進展等によって、青少年を取り巻く環境は変化し続けており、非正規雇用の増大や、ニート、ひきこもり等困難を有する青少年の問題も深刻なものとなっています。青少年の非行や犯罪、いじめ、児童虐待等も後を絶ちません。

加えて、違法・有害な情報が氾濫しており、スマートフォンなどの新たな機器の普及によって、それらの情報へ青少年が接触するおそれが高まっています。

このように、青少年が安全に安心して生活できる社会環境にはほど遠くなっていく中で、青少年自身、大人や他者との付き合いやつながりがますます希薄になっており、家庭や地域における養育力も低下していることが指摘されています。

このため、佐賀市では「子どもへのまなざし運動」をより一層推進していくこととしており、少年センターにおいても、街頭巡回指導や愛の声かけを行うことによって問題行動の早期発見・早期指導に努め、青少年の非行や被害等を未然に防ぐとともに、学校や家庭、地域、関係機関等と連携を密にして青少年の健全育成に取り組みます。

２　活動事業

（１）巡回指導事業

少年センターに専任補導員を配置し、市街地の青少年が多く集まる場所や大型店舗等を中心とした毎日の巡回指導ほか、祭りやイベント開催時等には夜間の巡回指導を実施する。さらに、市内全域に少年育成委員を配置し、校区地区毎の巡回指導を実施することによって、問題行動の早期発見・早期指導を行い青少年の非行等を未然に防止する。

また、よりよい指導を行うために、学校や警察等関係機関との連携、青少年に影響を及ぼす有害環境の調査と地域環境点検活動、少年育成委員研修を実施する。

（２）相談事業

学校生活に関するいじめ・不登校・友人関係などの問題や、心や体の悩みなどを抱える青少年の悩みに対して子ども電話相談、子どもメール相談、面接相談などにより適切な指導・助言を行う。

（３）広報・啓発事業

少年センターだよりや市報、ホームページを活用して、青少年問題に関する広報・啓発を行う。

また、非行防止啓発グッズを作製し、あらゆる機会を捉えて配布を行い、非行防止の啓発を図る。

３　平成２７年度活動計画

事　　項	項　　目	具　体　的　事　業
１　街頭巡回指導事業	(1)　専任補導員による街頭巡回指導	① 活動内容 佐賀駅及び佐賀駅周辺と近隣商店街の青少年が多く集まる施設等の巡回指導を行う。 また、必要に応じて安全確保や子どもたちの命を守るため、交通マナー向上にも力を入れる。 ② 巡回指導 ㋐ 駅周辺等 市立図書館、えきマチ１丁目、バスセンター ㋑ 公園、公共施設等 どんどんどんの森、夢咲公園、草場公園、新家公園、大溝公園、大藤公園、西堀端、南堀端、松原神社、低床公園、南佐賀公園、松原川通り、県立図書館、トンボの池公園、ひょうたん島公園、金立公園 ㋒ ショッピングセンター等 イオン佐賀大和、モラージュ、ゆめタウン佐賀等 ㋓ ゲームセンター等 遊道楽（嘉瀬）、楽市楽座（イオン佐賀大和）、イオンスーパーセンター（東与賀）、ラウンドワン、アミパラ（モラージュ内）、ナムコランド（ゆめタウン佐賀内）、マンガ倉庫、ボウリング場 ㋔ 河川巡回 多布施川、石井樋、川上峡等（夏場中心） ③ 夜間巡回 祭り、イベント及び子ども達のたまり場となりやすい佐賀駅周辺の夜間の巡回指導を行う。 ㋐ 栄の国まつり、ライトファンタジー等 ㋑ 佐賀駅周辺、草場公園、夢咲公園、ショッピングセンター、ゲームセンター ④高等学校生徒指導担当者との巡回 高校生がたむろしている現状を確認し、効果的な指導を行うため、佐城地区高等学校生徒指導連絡協議会と連携し、巡回を実施する。
	(2)　少年育成委員による街頭巡回指導	① 巡回内容 各校区地区４～８人、全市で計１２９人委嘱している少年育成委員による各校区地区での巡回指導 ㋐ 定期の巡回指導 毎月４回以上、昼間及び夜間に公園、神社、コンビニ、遊技場等を備えた大型店舗等、青少年が多く集まる場所を中心に巡回を実施するなど、愛の声掛けや非行未然防止等の指導を実施 ㋑ 安全確保のための巡回 必要に応じて学校、ＰＴＡ等と連携して、児童・生徒の安全確保のための巡回指導を行うとともに、子どもの命を守るため交通安全のマナー向上に努める。 ② 不審事案への対応 市学校教育課から不審事案発生の情報提供が少年センターへあった場合は、直ちに該当校区地区の少年育成委員班長へ連絡し、巡回強化を実施する。 ③ 夜間巡回指導 原則月１回以上実施（校区地区で開催される祭り・イベント及び長期休業等に合わせて実施）

事　　項	項　　目	具　体　的　事　業
	（3） 関係団体との連携	① 各学校との連携（学校との連絡会の開催） 夏季休業前（6月～7月中旬）に、小・中学校の校長・教頭・生徒指導担当、民生委員児童委員、学校保護司、少年育成委員、専任補導員等による「学校との連絡会」を開催し、子どもの状況や危険箇所などの情報を共有し、校区地区での指導に役立てる。 ② 高等学校との連携（高等学校との情報交換会の開催） 駅周辺で怠学等によりたむろする高校生の指導のため、駅周辺を利用する高等学校との情報交換会を、年1回実施する。 ③ 生徒指導担当者との連携 佐賀市小中学校生徒指導協議会及び佐城地区高等学校生徒指導連絡協議会開催の会議に参加し、青少年健全育成についての情報交換を行う。 ④ 佐賀警察署、スクールサポーター等との情報交換 中学校の現状を把握するため、市学校教育課が主催する会議に参加し、学校配置のスクールサポーター及び佐賀警察署（生活安全課）との情報交換を行う。
	（4） 青少年を取り巻く有害環境の浄化活動	① 目的 地域の方々に青少年に影響を与える地域の有害環境について関心を持ってもらい、地域ぐるみで　有害環境の改善に取り組むために実施。 ② 実施内容 ㋐ 少年育成委員及び佐賀市青少年健全育成連合会による地域での有害環境点検活動の実施 ㋑ 青少年が多く集まる各種娯楽施設の調査と有害環境除去について、協力を依頼 ㋒ 巡回校区地区内での危険個所の把握及び関係者等に改善の協力を依頼 ③ 時期 毎年11月の「全国子ども・若者育成推進強調月間」に合わせて地域環境点検活動を実施 ④ 点検店舗 書店、酒店、タバコ店、自動販売機（酒）、レンタルビデオ店、コンビニ、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶等　＊調査は、対象店舗を分け隔年毎に実施。ただし、取り扱い品目の確認については、毎年全店舗実施。
	（5） 少年育成委員の研修	○ 中央研修会の開催 少年育成委員の心得や巡回指導上の留意点、青少年への接し方等の研修会を行う。年3回実施。 ※ 研修内容 ・小・中学校指導状況 ・高等学校指導状況 ・大型ショッピングセンター等での指導状況 ・少年育成委員心得 ○ 班長会の開催 各校区地区の少年育成委員班長を対象に、少年センター事業等の説明及び研修として、班長会を行う。年3回実施。 ※ 会議内容 ・各校区地区における巡回指導の実施 ・学校との連絡会の実施 ・地域環境点検活動

事　　項	項　　目	具　体　的　事　業
2　相談事業	（1）子ども電話・メール・面接相談活動等	○取り組み 　いじめや不登校をはじめ、青少年に関する問題が多い中で、悩みや不安を持った子どもや家族の方が直接相談し、問題解決への糸口となるよう、専任補導員による電話相談、メール相談及び面接相談業務を実施する。 ㋐ 子ども電話相談 ※ 専用電話番号 ０９５２－２９（フクーサンゴクシ）－３５９４ ㋑ 子どもメール相談 ※ 専用メールアドレス shonencenter@city.saga.lg （携帯電話で読み込めるＱＲコード） ○相談機関との連携 　多様な相談に対する適切な助言を必要とするため、関係する機関・団体との連携を図る。
3　広報・啓発事業	（1）広報・啓発の強化	○ 広報活動 　市報及び少年センターだよりに青少年問題に関わる事柄を掲載し、全児童・生徒を対象に配布することで、保護者や子どもたちに啓発活動を行い、青少年の社会的自立を促進する。 ① 佐賀市報への掲載 ㋐ 掲載事項 ・薬物乱用防止、万引き防止の啓発 ・子ども電話・メール相談の周知 ② 少年センターだより ㋐ 名称、配布先及び配布時期 ・「まもる君」：全小学生、中学生（４月） ・「健やか」：全小学生（７月） ・「健やか」：全中学生、高校生（１２月） ㋑ 掲載事項 ・少年センターの取組み ・街頭巡回指導状況 ・子ども電話・メール相談等の周知 ・犯罪被害にあわないための児童への呼びかけ ・自転車通行マナーの啓発 ・薬物乱用防止、万引き防止の啓発 ・パソコン・携帯電話の有害サイト等へのアクセス防止及びフィルタリング機能利用の啓発
	（2）啓発物品の配布	○　非行防止啓発グッズを作製し、あらゆる機会を捉えて配布を行い、非行防止の啓発を図る。

平成27年度　佐賀市少年センター校区地区指導等年間業務計画表（案）

佐賀市少年センター（TEL0952-23-2834）

日	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		日
1	水		金		月		水		土		火	【始業式】指導①	木	指導①	日		火		金	元旦	月		火		1
2	木	指導①	土		火		木	指導①	日		水		金		月		水		土	年始休日	火		水		2
3	金		日	憲法記念日	水		金		月		木		土		火	文化の日	木	指導①	日	年始休日	水	センター運営協議会②	木	指導①	3
4	土		月	みどりの日	木	指導①	土		火	指導① 中央研修②	金		日		水	指導①	金		月		木		金		4
5	日		火	こどもの日	金		日		水		土		月		木		土		火		金	指導①	土		5
6	月	【始業式】指導②	水	振替休日	土		月		木		日		火		金		日		水		土		日		6
7	火		木	指導①	日		火	指導②	金		月		水		土		月		木		日		月		7
8	水		金		月		水		土		火		木	指導②	日		火		金	【始業式】指導①	月		火		8
9	木		土		火		木		日		水	指導②	金		月		水	指導②	土		火		水		9
10	金		日		水		金		月		木		土		火	指導②	木		日		水		木		10
11	土		月		木	指導②	土		火	指導②	金		日		水		金		月	成人の日	木	建国記念の日	金	指導②	11
12	日		火	センター運営協議会①	金		日		水		土		月	体育の日	木		土		火		金	指導②	土		12
13	月		水		土		月		木		日		火		金		日		水		土		日		13
14	火	指導③	木	指導②	日		火		金		月		水		土		月		木	指導②	日		月		14
15	水		金		月		水		土		火		木	指導③ 班長会②	日		火		金		月		火		15
16	木		土		火		木		日		水		金		月		水		土		火		水		16
17	金		日		水		金	【終業式】指導③	月		木	指導③	土		火	指導③	木	指導③	日		水		木	指導③	17
18	土		月		木	指導③	土		火	指導③	金		日		水		金		月		木	指導③	金		18
19	日		火		金		日		水		土		月		木		土		火		金		土		19
20	月		水		土		月	海の日	木		日		火		金		日		水		土		日	春分の日	20
21	火		木	指導③	日		火		金		月	敬老の日	水		土		月		木	指導③	日		月	振替休日	21
22	水		金		月		水		土		火	国民の休日	木		日		火		金		月		火		22
23	木	指導④ 中央研修①	土		火		木		日		水	秋分の日	金	指導④	月	勤労感謝の日	水	天皇誕生日	土		火		水		23
24	金		日		水		金	指導④	月		木	指導④	土		火		木	【終業式】指導④	日		水		木	【修了式】指導④	24
25	土		月		木	指導④	土		火	指導④	金		日		水		金		月		木	指導④ 班長会③	金		25
26	日		火		金		日		水		土		月		木	指導④ 中央研修③	土		火		金		土		26
27	月		水		土		月		木		日		火		金		日		水		土		日		27
28	火		木	指導④ 班長会①	日		火		金		月		水		土		月		木	指導④	日		月		28
29	水	昭和の日	金		月		水		土		火		木		日		火	年末休日	金		月		火		29
30	木		土		火		木		日		水		金		月		水	年末休日	土				水		30
31			日				金		月				土				木	年末休日	日				木		31

①毎月4回の各校区地区指導日の中で、夜間指導日を1回以上実施する。
②表中で月4回の巡回指導日を設定しているが、各校区地区の実情に合わせて変更することもできる。
③各校区地区の班長は、指導日を変更する場合は、佐賀市少年センター（担当専任補導員）へ連絡する。

佐賀市少年センター設置規則

平成17年10月１日

教育委員会規則第37号

（設置）

第１条　少年の健全育成を期するため、少年センターを設置する。

（名称及び位置）

第２条　少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　佐賀市少年センター

位置　佐賀市成章町１番７号

（業務）

第３条　少年センターは、次の業務を行う。

（１）　健全育成のための組織の確立

（２）　問題少年及び非行集団の早期発見、補導並びに情報資料の整備

（３）　少年補導関係機関、団体及び民間有志者との連絡協調

（４）　前３号に掲げるもののほか、少年の健全育成に必要な業務

（所員）

第４条　少年センターに所長、主幹、主査その他必要な職員を置く。

（専任補導員）

第５条　少年センターに専任補導員を置く。

（運営協議会）

第６条　少年センターの業務実施に必要な業務計画の協議決定機関として、佐賀市少年センター運営協議会を置く。

（育成委員）

第７条　少年センターの業務計画に基づいて、早期発見補導等の業務を行うため、佐賀市少年育成委員を置く。

（補則）

第８条　少年センターの管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○佐賀市少年センター管理運営規則

平成17年10月1日
教育委員会規則第38号

(趣旨)

第1条　この規則は、佐賀市少年センター(以下「少年センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条　少年センターの業務の細部は、次のとおりとする。

(1)　早期発見活動

ア　街頭補導

イ　少年相談

ウ　被害実態調査

(2)　早期補導活動

ア　専門機関への通告

イ　継続補導

ウ　補導連絡会への連絡

エ　家庭に対する補導連絡及び指導助言

オ　学校に対する補導連絡及び指導助言

カ　職場に対する補導連絡及び指導助言

キ　愛護指導措置

(3)　情報資料の整備

ア　街頭補導カード

イ　問題少年グループカード

ウ　補導連絡カード

エ　被害実態調査表

オ　その他の関係情報資料

(4)　広報活動

(5)　青少年の健全育成に関すること。

(所員及び職員)

第3条　少年センターに所長、主幹、主査その他必要な職員を置き、佐賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。

2　所長は、センターの業務を総括し所員を指揮監督する。

3　主幹及び主査は、所長を補佐し、所長に事故があるときはその職務を代行する。

4　所員は、上司の命を受けて少年センターの事務に従事する。

(専任補導員)

第４条　専任補導員は、教育委員会が委嘱するものとし、その任期は１年とする。

第５条　専任補導員は、所長の命を受けて、少年センターの業務に従事する。

２　専任補導員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　専任補導員は、補導に従事する際は、専任補導員証を携帯しなければならない。

（育成委員）

第６条　佐賀市少年育成委員（以下「育成委員」という。）は、おおむね140人とし、佐賀市少年センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を聴き、教育委員会が委嘱するものとする。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（平19教委規則24・一部改正）

第７条　育成委員は、業務計画に基づいて、原則として１週につき１回以上、早期発見、早期補導、継続補導等の業務に従事する。

２　育成委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　育成委員は、業務計画に基づいて街頭補導に従事する際は「佐賀市少年育成委員証」を携帯しなければならない。

第８条　育成委員は、早期発見した問題少年が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条及び少年法（昭和23年法律第168号）第６条の規定により通告しなければならない少年（犯罪少年14歳以上のぐ犯少年並びに保護者のない、又は保護者に監護させることが不適当な14歳未満のぐ犯少年及び触法少年）であるときは、速やかに少年センターに報告し、家庭裁判所、児童相談所、警察等の専門機関へ通告措置を行うものとする。ただし、不良行為少年並びに14歳未満のぐ犯少年及び触法少年に保護者がある者又は保護者に監護させることが適当な者については関係育成委員と協議し、次に掲げる措置をとるものとする。

(1)　家庭に対する補導連絡

(2)　学校に対する補導連絡

(3)　職場に対する補導連絡

(4)　愛護指導措置

（補導記録の作成）

第９条　育成委員は、次に掲げる補導記録を作成するものとする。

(1)　街頭補導カード

(2)　問題少年グループカード

(3)　補導連絡カード

(4)　補導日誌

(運営協議会)

第10条　運営協議会の委員は１９人以内とし、教育、民政、警察等の関係者および学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。

2　委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(平19教委規則24・一部改正)

(会議)

第11条　運営協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2　定例会は、年2回とする。

3　運営協議会の会議は、所長が招集し、会議の議長となる。

4　運営協議会の委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5　運営協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第12条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日以後、最初に委嘱された育成委員及び運営協議会の委員の任期は、第6条第2項本文及び第10条第2項本文の規定にかかわらず、平成18年7月31日までとする。

附　則(平成19年9月25日教育委員会規則第24号)

(施行期日)

1　この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(川副町、東与賀町及び久保田町の編入に伴う経過措置)

2　この規則による第6条第1項の規定の改正に伴い新たに任命される育成委員は、編入前の川副町、東与賀町及び久保田町の区域から選出するものとし、当該育成委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成20年7月31日までとする。

3　この規則による第10条第1項の規定の改正に伴い新たに任命される運営協議会の委員は、編入前の川副町、東与賀町及び久保田町の区域から選出するものとし、当該運営協議会の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成20年7月31日までとする。

平成２６年度　佐賀市少年育成委員名簿

【任期：平成26年8月1日～平成28年7月31日】　　平成27年2月4日　現在

Aグループ　原　敏朗専任補導員（39名）

		1班	
鍋島中校区		鍋　島⑤	開　成④
		◎堤　いと代	◎副島　基司
		古瀬　文子	柴山　淳子
		上瀧　薫	築山　好恵
		田中　龍臣	眞﨑　真理子
		池田　邦泰	
		2班	
城西中校区		本　庄⑤	西与賀④
		◎髙取　英利	◎大渡　秀男
		古川　剛	原　清紹
		松永　敏明	川崎　嘉彦
		藤田　康子	未　定
		福田　京子	
		3班	
城北中校区		高木瀬⑥	若　楠⑤
		◎千住　勝明	◎山﨑　幸雄
		武藤　育大	杉山　カズエ
		高柳　一雄	岩下　信男
		八谷　初美	川原　鈴子
		徳島　吉喜	日髙　里美
		馬郡　直子	
		4班	5班
大和・久保田地区		大　和⑥	久保田④
		◎石田　健治	◎久富　勝磨
		中原　克訓	久野　英徳
		宮副　利章	向島　勝眞
		日高　康博	南川　利浩
		古賀　謙一郎	
		納富　光次	

Bグループ　浜﨑正純専任補導員（43名）

	6班		
成章中校区	勧　興⑤	神　野⑥	
	◎青柳　常美	◎原口　順一郎	
	横尾　芳樹	竹下　友子	
	中島　博道	納冨　昭夫	
	井手　富子	菅　浩平	
	與賀田ナホミ	中村　博嘉	
		山田　寿代	
	7班		
城南中校区	赤　松⑥	北川副⑥	
	◎池田　眞喜枝	◎野中　進	
	堤　章	櫻田　恵美子	
	中山　洋子	田中　芳孝	
	藤瀬　常夫	馬場　春美	
	鬼木　輝美	平野　佳美	
	髙島　順次朗	棚町　健二	
	8班		
金泉中校区	久保泉④	金　立④	
	◎執行　偉男	◎村瀬　勲	
	山本　純久	水町　茂生	
	小林　竜也	鐘ヶ江　博文	
	三好　恵代	平井　勝正	
	9班	10班	11班
諸富・東与賀地区芙蓉中校区	蓮　池④	諸　富④	東与賀④
	◎園田　昌利	◎久保　幸宏	◎野村　文雄
	福成　文子	西谷　浩暢	深川　和昭
	實松　照子	大串　邦弘	冨吉　幸四郎
	山田　康則	渡瀬　義幸	田中　進

Cグループ　高野正司専任補導員（46名）

	12班		
昭栄中校区	日　新⑤	新　栄⑤	嘉　瀬④
	◎宮﨑　一夫	◎甲斐　諭	◎荒木　達雄
	中村　美恵子	高橋　政雄	田中　清勝
	古川　利幸	石井　博孝	江島　歳行
	池田　洋子	井上　裕子	本多　恒光
	板橋　恭子	森　ゆかり	
	13班		
城東中校区	循　誘⑥	兵　庫⑥	巨　勢④
	◎宮原　辰美	◎枝吉　琢磨	◎古川　智
	本村　栄子	宮地　勝磨	山口　哲司
	中山　晴義	早田　敏明	三浦　義典
	中尾　慶子	田中　勝	未　定
	松本　成智	下村　敏朗	
	金子　雄三郎	久冨　良明	
	14班	15班	16班
三瀬・富士・川副地区	三　瀬④	富　士④	川　副⑧
	◎佐藤　徹也	◎岡本　邦啓	◎江頭　祥邦
	嘉村　勝彦	豆田　和也	渡瀬　勝
	川原　京子	吉浦　順二	川瀬　文明
	野口　義明	畑瀬　一武	本村　一見
			大川　正
			増田　稔光
			坂田　小四郎
			福岡　三男

少年育成委員定数　　１２８名
氏名は順不同

委員長　宮﨑　一夫
副委員長　青柳　常美

◎印少年育成委員班長　26名

市内小・中・高校数

市立小学校	３５校
市立中学校	１８校
国立小学	１校
国立中学	１校
県立中学	１校
私立中学	４校
公立高等学校	７校
私立高等学校	６校
計	７３校

Aグループ	小学校	11校	鍋島、開成、本庄、西与賀、高木瀬、若楠、春日、春日北、川上、松梅、思斉
	中学校	6校	鍋島、城西、城北、大和、松梅、思斉
Bグループ	小学校	10校	勧興、神野、赤松、北川副、久保泉、金立、芙蓉、諸富北、諸富南、東与賀
	中学校	6校	成章、城南、金泉、芙蓉、諸富、東与賀
Cグループ	小学校	14校	日新、新栄、嘉瀬、循誘、兵庫、巨勢、三瀬、北山、北山東部、富士、中川副、大託間、南川副、西川副
	中学校	6校	昭栄、城東、三瀬、富士、北山、川副
	国立小学	1校	佐賀大学附属小学校
	国立中学	1校	佐賀大学附属中学校
	県立中学	1校	致遠館
	私立中学	4校	龍谷、佐賀清和、成穎、弘学館
	公立高等学校	7校	佐賀西、佐賀東、佐賀北、佐賀工業、佐賀商業、致遠館、高志館
	私立高等学校	6校	龍谷、佐賀清和、佐賀女子、佐賀学園、北陵、弘学館